

慶弔見舞金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第104条の定めるところにより、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「機構」という。）職員の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 機構が支給する慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- 一 結婚祝金
- 二 出産祝金
- 三 弔慰金
- 四 傷病見舞金
- 五 災害見舞金

(勤続年数の計算)

第3条 この規程による勤続年数の計算は、採用の日から支給事由の発生の日までとする。ただし、機構の都合によらない休職期間を除く。

(適用範囲)

第4条 この規程は、就業規則第2条第2項第1号で定める職員について適用する。
2 就業規則第2条第2項第2号から第5号までの各号に定める者に対する慶弔見舞金については、その都度定めるものとする。

(届出)

第5条 職員が、本規程の定めるところにより慶弔見舞金を受け取る場合は、機構の総務部に届け出なければならない。
2 前項の届出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。但し、機構が認めた場合は、添付を省略できるものとする。

(支給)

第6条 機構は、職員から届出があった場合、支給事由を確認後、速やかに慶弔見舞金を支給する。

第2章 結婚祝金

(結婚祝金)

第7条 職員が結婚した場合に、次の勤続年数の区分で結婚祝金を支給する。

- | | |
|----------------|---------|
| 一 勤続2年未満の者 | 10,000円 |
| 二 勤続2年以上5年未満の者 | 20,000円 |
| 三 勤続5年以上の者 | 30,000円 |

2 結婚の当事者双方が、職員の場合であっても第1項の祝金は各々に支給する。

(祝電等)

第8条 職員本人が結婚する場合で、理事長が披露宴に出席しない場合は、機構は理事長名で祝電を送るものとする。

第3章 出産祝金

(出産祝金)

第9条 職員または職員の配偶者が出産した場合は、1産児につき30,000円を支給する。

(双方職員の場合)

第10条 夫婦双方が職員の場合、前条の祝金等は、届出のあったいずれか一方に支給する。

第4章 弔慰金

(本人の場合の弔慰金)

第11条 職員が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金を香典として支給する。

- | | |
|----------|----------|
| 一 業務上の死亡 | 100,000円 |
| 二 業務外の死亡 | 50,000円 |

2 葬儀に際しては、原則として、供花及び弔電を支給することとしているが、喪主の希望を踏まえた上で、支給の有無及び内容を決定する。

3 特に功労のあった職員に対しては、第1項各号の弔慰金を増額することがある。

4 第1項の弔慰金を受け取る遺族は、労働基準法施行規則第42条から第45条の順位に基づく上位の1人とする。

(家族の場合の弔慰金)

第 12 条 職員の配偶者、子、父母が死亡した場合は、次の区分で弔慰金を香典として支給する。

- 一 配偶者 30,000 円
- 二 子または父母 20,000 円
- 三 義父母（同居の場合） 10,000 円
- 四 祖父母（同居の場合） 10,000 円

- 2 前項第二号の子には、死産（妊娠 12 週以後の死児の出産）を含むものとする。
- 3 第 1 項の規定による弔慰金については、前条第 2 項の規定を準用する。
- 4 支給を受ける職員が 2 名以上ある場合は、喪主または年長者に対して、まとめて支給する。

第 5 章 傷病見舞金

(業務上の場合)

第 13 条 職員が業務上の負傷により療養のため、7 日以上勤務不能により休養する場合は、次の区分により見舞金を支給する。

- 一 7 日以上 30 日未満の休養の場合 20,000 円
- 二 30 日以上の場合 30,000 円

- 2 前項の金額は、発症理由等により、又は療養が長期に及ぶときであって、機構が必要と認めた場合には、増額又は追加を行うことがある。

(私傷病の場合)

第 14 条 職員が、私傷病により療養のため、30 日以上勤務不能により欠勤する場合は、金 10,000 円の見舞金を支給する。

- 2 前項の規定による見舞金については、前条第 2 項の規定を準用する。

第 6 章 災害見舞金

(災害見舞金)

第 15 条 職員が天災その他災害により、住居（自己所有かつ自己居住の建物に限る。）に損害を被ったときは、次の区分により見舞金を支給する。

- 一 全焼、全壊、流出のとき 50,000 円
- 二 半焼、半壊、一部流出のとき 30,000 円

(受給順位)

第16条 前条の場合、有資格者が2名以上ある場合は、世帯主または年長者に対して支給する。

第7章 雑則

(各種社会保険との関係)

第17条 この規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険による給付に関わらず、支給する。

附 則

この規程は、2019年6月12日から施行する。